

資料

1. 甲賀市人権尊重の都市宣言

わたしたち甲賀市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに暮らせることを願っています。

しかしながら、社会は今なお人権侵害があとをたたないのが現実です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念に基づき、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない「あふれる愛」と希望に満ちた都市を築くため、ここに緑豊かなふるさと甲賀市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成17年（2005年）12月19日

甲賀市

2. 甲賀市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月20日

条例第196号

改正 平成25年12月18日条例第36号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市長の諮問に応じて重要事項を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）

を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係機関、団体の代表者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月20日

規則第146号

改正 平成19年5月28日規則第26号

平成20年3月28日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市人権尊重のまちづくり条例(平成16年甲賀市条例第196号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第1条に規定するあらゆる差別をなくすための、重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に対して識見を有する者
- (2) 関係機関、団体の代表
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成19年規則第26号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

付 則 (平成20年規則第18号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

4.

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

平成27年9月1日から平成29年8月31日

※敬称略

	所 属	氏 名	
人権問題に対して 識見を有する者	学識経験者（同志社大学政策学部）	真山 達志	会 長
	学識経験者	西村 泰雄	副会長
	学識経験者	安達 みのり	
関係機関・団体の代表	甲賀人権擁護委員協議会	田中 美代子	
	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	小松 多喜子	
	ゆうゆう甲賀クラブ	上山 清美	平成27年9月1日～ 平成29年4月30日
		澤 幸雄	平成29年5月1日～
	甲賀市障がい児・者団体連絡協議会	奥野 麻美子	
	魅力ある地域社会をつくりたい人たちによるネットワーク	古谷 兼一	
	甲賀市同和・人権事業促進協議会	市井 幸夫	平成27年9月1日～ 平成28年5月25日
		立岡 勇一	平成28年5月26日～
	甲賀市人権教育推進協議会	清水 達久	
	滋賀県人権研究会甲賀研究会	杉本 正紹	平成27年9月1日～ 平成28年3月31日
		辻本 仁士	平成28年4月1日～
	甲賀・湖南保護司会	田村 幸代	
	甲賀市ひとり親家庭福祉の会	藤井 貞子	
	甲賀市区長連合会	中井 善信	平成27年9月1日～ 平成28年3月31日
		増田 福永	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日
梅本 努		平成29年6月1日～	

5. 策定経過

	年 月 日	策定経過
平成27年度	平成27年(2015年) 10月21日	第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・委員委嘱状交付 ・「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について(諮問) ・人権に関する市民意識調査について
	平成28年(2016年) 1月27日	第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・市民意識調査(速報値)報告 ・甲賀市人権に関する総合計画のあり方について
	3月24日	第3回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・基本理念、個別課題について
平成28年度	6月23日	第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・市民意識調査結果報告 ・視点、構成及び策定スケジュールについて
	8月25日	第2回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・視点、取組状況及び今後の課題について
	10月6日	第3回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・視点、取組状況、今後の課題及び分野別施策の推進について
	11月10日	第4回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・甲賀市人権に関する総合計画(素案)について
	12月6日	第5回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 ・「甲賀市の人権に関する総合計画」の答申について
	12月13日	「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について(答申)

6. 「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）

甲 人 推 第 242 号
平成 27 年(2015 年)10 月 21 日

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 真山 達志 様

甲賀市長 中嶋 武嗣

「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（諮問）

当市では、平成 16 年 12 月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、この条例が目指す部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの理念を実現するため、平成 20 年 4 月に甲賀市人権総合計画、平成 20 年 5 月に甲賀市同和対策基本計画を策定しました。

その後、これら 2 つの計画を基に、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などに関する人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

平成 28 年度末で甲賀市人権総合計画、甲賀市同和対策基本計画の計画期間が終了することから、今日の状況を踏まえ、様々な人権課題の解決を目指し、総合的な取り組みをさらに強化していくため、甲賀市の人権に関する総合計画のあり方及びこの計画の内容等について、ご意見をいただきたく諮問します。

7. 「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（答申）

平成 28 年(2016 年)12 月 13 日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 真山 達志

「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について（答申）

平成27年（2015年）10月21日付け、甲人推第242号で諮問のありました「甲賀市の人権に関する総合計画」の策定について、下記のとおり答申します。

記

1. 甲賀市の人権に関する総合計画の内容

別添「甲賀市人権に関する総合計画（答申）」のとおり。

2. 付帯意見

この計画では、法務省の掲げる人権問題を中心に取り上げていますが、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕在化してくることも考えられることから、常に、社会の動向を把握し、新たな人権課題に適切に対応されたい。

以上

8. 用語解説

あ行

NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産管理などを行うことが困難になった人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の活用を支援する機関のこと。甲賀市・湖南市域において、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進、広報・啓発等を担っている。

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

か行

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）つなげる人のこと。「命の門番」とも言われる。

ここあいパスポート

甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより特別な支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識のこと。

さ行

障害者虐待防止センター

本市の障がい者虐待に関する総合窓口のこと。平成24年10月1日から施行された「障害者虐待防止法」では、虐待を受けている可能性がある障がい者を発見した場合の市町村等への通報義務が規定されている。

小集落改良住宅

旧地域改善対策特別措置法施行令1条1号に基づき、生活環境施設整備事業のなかの住宅地区改良事業の一つとして、小集落地区で建設された住宅のこと。

情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道德のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないように身につけるべき基本的な態度や考え方のこと。

ストーカー

自分が一方的に関心を抱いた相手に、待ち伏せや尾行、メール、手紙、ファクス・電話などの行為を執拗に繰り返し、しつこくつきまとい行為を行う人物のこと。ストーカーの行う行為をストーキングという。

セーフコミュニティ

WHO（世界保健機関）が提唱する「事故やけがは、偶然の結果ではなく、原因を究明し、対策を講じることで予防できる」という考えに基づき、科学的な予防対策とまちぐるみの連携によって、安心安全な暮らしをおびやかす大きな要因である「事故やけが」を防ぐ取組のこと。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年に改正された精神保健及び精神障害福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳のこと。障がいの内容や等級が記される。これを提示することで、各種福祉サービスが受けられる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を保護し、支援してくれる人を付けてもらう制度のこと。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまなものが含まれる。特に、働く場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）。

地域ケア会議

多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握 などを行う。また、地域づくりや資源開発、政策形成など、地域の実情に応じた検討を行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

デートDV

交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するなどの社会的暴力、傷つく言葉を使うなどの精神的暴力や性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

出会い系サイト

面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトのこと。

特定職業従事者

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence。法令等で明確に定義された言葉ではないが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

な行

日常生活圏域

住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして設定している圏域のこと。

ネグレクト

虐待の種別のひとつ。子どもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

ネットポルノ

インターネットのホームページ上でポルノビデオや写真などを公開したり販売したりすること。

は行

働き・暮らし応援センター

障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関のこと。本人・家族・企業からの相談に、雇用支援ワーカー・生活支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等が無料で応じている。

パワーハラスメント

職務上の立場や権限を背景にしたいじめや嫌がらせ行為こと。略してパワハラと言う。

風評被害

風評（世間であれこれ取りざたされること。うわさ）によって、経済的な被害を受けること。

フェーズ

変化する過程の一区切り。局面、段階のこと。

フォローアップ

ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

ヘイトスピーチ

人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

母語支援員

日本語が理解できない児童生徒が学校に入ってきた時、児童生徒、その保護者、教員などの学校関係者の間に入って「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供などを行い、主にコミュニケーション上のやりとりを円滑にする支援員のこと。

ま行

マイノリティ

社会の権力関係において、その属性が少数派に位置する者の立場やその集団のこと。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格などの不利益な取扱いのこと。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

リーマンショック

アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象のこと。

リベンジポルノ

別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種。親密であったときに撮影したり、もらったりして所持していた相手の下着姿や裸などのプライベートな写真や動画をインターネット上に公開することや、公開されたデータそのものをさす。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語のこと。

療育手帳

知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳のこと。知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。この手帳を取得することによって、障がいの支援区分（最重度・重度（A）、中軽度（B））に応じた福祉サービスを利用できるようになる。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ワンストップ

ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

甲賀市人権に関する総合計画

平成 29 年 7 月

発行 甲賀市市民環境部人権推進課

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6 0 5 3 番地

